

災害時における被災車両の撤去等に関する協定

鳥取県内の市町村（以下「甲」という。）と鳥取県（以下「乙」という。）と山陰E L Vリサイクル協議会（以下「丙」という。）とは、災害時における被災車両の撤去等について、次のとおり協定を締結する。

（支援要請）

- 第1条 甲は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第64条第2項の規定により実施する措置について、丙に対して支援を要請することができる。
- 2 乙は、法第73条第1項の規定により甲に代わって実施する前項の措置について、丙に対して支援を要請することができる。

（業務内容）

- 第2条 前条の規定により、甲及び乙が丙に支援を要請することができる業務は、被災車両の撤去、移動、その他甲及び乙が必要と認める業務のうち、丙において対応可能なものとする。

（連絡）

- 第3条 甲及び乙は、第1条の規定により要請を行うときは、次に掲げる事項を丙に連絡するものとする。
- (1) 被災の状況と要請の内容（業務場所、業務の内容等）
- (2) 担当指揮者の氏名及び連絡先、その他必要な事項
- 2 丙は、前項の要請があった場合は、速やかに要請のあった業務に着手するものとする。

（業務費用の負担）

- 第4条 第1条の規定による要請を受けて丙が行う業務に要する経費は、丙の負担とする。

（災害補償）

- 第5条 第1条の規定により要請を行った者は、その要請を受けて丙が行った業務に従事した者（以下「従事者」という。）が、これに従事したことにより死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障がいの状態になった場合においては、次項又は第3項の規定によりその損害を補償する。ただし、次に掲げる場合には、補償を行わない。
- (1) 損害の発生が従事者の故意又は重大な過失による場合
- (2) 丙又は従事者が締結した損害保険契約により、発生した損害の全部又は一部に相当する金額の給付を受けることができる場合
- (3) 当該災害が第三者の行為によるものであって、当該第三者から損害賠償を受けることができる場合
- 2 甲が行う補償は、丙と協議して定めるところにより行うものとする。
- 3 乙が行う補償は、災害救助法（昭和22年法律第118号）第29条の規定の例により行うものとする。

(損害賠償)

第6条 第1条の規定による要請を受けて丙が行った業務により第三者に損害が生じた場合の賠償は、丙の責任において行うものとする。

(有効期限)

第7条 この協定は、平成25年3月26日からその効力を有するものとし、甲、乙又は丙が文書により協定の終了を通知しない限り、その効力を持続する。

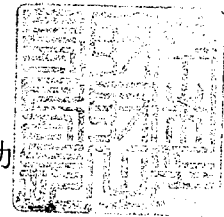
(疑義の協議)

第8条 この協定に定めのない事項について疑義が生じたときは、その都度甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

上記のとおり協定した証として、この証書21通を作成し、各自記名押印の上、1通を保有する。

平成25年3月26日

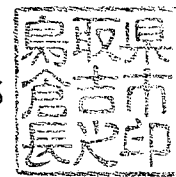
甲 鳥取市長 竹内 功



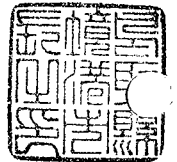
米子市長 野坂 康夫



倉吉市長 石田 耕太郎



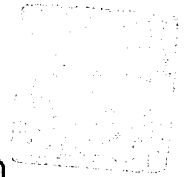
境港市市長 中村 勝治



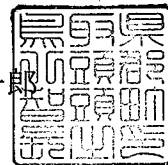
岩美町長 榎本 武利



若桜町長 小林 昌司



智頭町長 寺谷 誠一



八頭町長 平木 誠



三朝町長 吉田 秀光



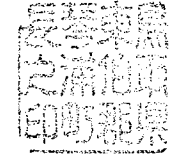
湯梨浜町長

宮脇 正道



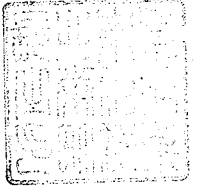
琴浦町長

山下 一郎



北栄町長

松本 昭夫



日吉津村長

石 操



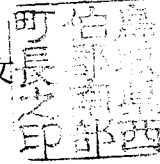
大山町長

森田 増範



南部町長

坂本 昭文



伯耆町長

森安 保



日南町長

増原 聡



日野町長

景山 享弘



江府町長

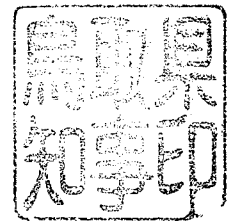
竹内 敏朗



乙

鳥取県知事

平井 伸治



丙

山陰E L Vリサイクル協議会

会長 西川 正克

